新事業の種を事業化しよう！

令和７年度 鶴岡市新規創業等支援補助金

若手経営者塾卒塾生＆TRIP主犯の新事業の事業化を支援します！

＜事業構想等事業化型＞

◆ 対象者（（１）と（２）に該当する方）※個人事業主は申請時に鶴岡市民であることも要件

（１）市内に本店等を置く、中小企業基本法第第２条第１項に規定する中小企業者

補助金交付対象となる事業者の形態は個人又は会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）です。

（２）次のいずれかに該当するもの

①創業日が令和３年４月１日以後の事業構想等の事業化に取り組む個人事業主
②創業日が令和３年４月１日以後の事業構想等の事業化に取り組む法人
（個人事業主から法人成りした場合は、個人事業主としての創業日が令和３年４月１日以降であること）
③事業構想等の事業化に取り組むものであって、令和６年４月１日から令和８年２月２８日までの間に市内で新たに法人登録を行うことが確実である者

◆ 事業構想等とは？（本補助金では以下を「事業構想等」と定めています。）

ア 鶴岡信用金庫「若手経営者塾」を卒塾した者が、「若手経営者塾」を通じて作成した新規事業計画
イ 鶴岡イノベーションプログラム実行委員会「鶴岡イノベーションプログラム」で主犯となった者が、事業構想発表会で発表した事業構想

※若手経営者塾を卒塾していること又は鶴岡イノベーションプログラムで主犯となり事業構想発表会で発表していることが前提条件になります。

◆ 補助率・補助上限額

補助率　補助対象経費の３/４以内　｜　上限額　個人事業主５０万円　法人１００万円

◆ 補助対象経費

令和6年4月1日～令和8年2月28日に発生・支払する、創業・開業に必要な経費（最長１年間）

対象費目

①創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費　②店舗等借入料
③固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入にかかる費用
④リース料　⑤工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費　⑥広告宣伝費
⑦店舗等リフォームに係る工事費　⑧クラウドファンディング利用手数料　⑨機械設備費

※汎用性のある備品・設備等（PC・プリンター・家具家電等）は原則対象外です。詳細は申請要領をご覧ください。

◆ 申請受付期間

令和７年６月２０日（金）　から　令和８年１月３０日（金）まで

※予算上限に達し次第、募集を終了します。

詳細はHPをご確認ください

＜注意事項＞

・事務局チェックが必須です！
本補助金の申請する際は、若手経営者塾事務局（鶴岡信用金庫営業統括部）又は鶴岡イノベーションプログラム実行委員会事務局（荘内銀行地方創生室）に申請内容の確認を受ける必要があります。

・令和3年4月1日以降の創業者又は新会社を設立する方が対象です
本補助金はあくまでも創業支援事業です。そのため既存事業者の事業化を支援する制度とは異なり、創業初期（おおむね５年以内）の事業者を支援する制度になります。

【鶴岡市HP】　鶴岡市新規創業等支援補助金＜事業構想等事業化型＞について
https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/syouko-sogyohojo02.html

お問合せ先　鶴岡市役所 商工観光部 商工課　TEL　0235-35-1299

2025.6

◆ 申請から補助金受領までの流れ

若手経営者塾事務局 鶴岡イノベーションプログラム事務局	申請者	市役所（商工課）

若手経営者塾鶴岡イノベーションプログラムの実施

入塾参加

若手経営者塾又は鶴岡イノベーションプログラムに参加する

卒塾
主犯で発表

若手経営者塾鶴岡イノベーションプログラムで作った事業構想の事業化をしたい

事業化にあたってはこれまで若手経営者塾やイノベーションプログラムでサポートを受けた各支援機関から引き続きサポートを受けることをおすすめします。
表では簡単な記載となっていますが、事業計画の確度を高めたり、資金調達、店舗等の準備をしたり多くの時間がかかります。

事業化の目途が立ってきたので新規創業等支援補助金の交付を申請したい

＜まずは相談を！＞
若手経営者塾、イノベーションプログラム事務局から申請書類の確認を受ける前に本補助金を申請することを事務局に事前連絡しておくことを対応がスムーズかと思います。
補助金制度、対象費用については商工課までご相談ください。

新規創業等支援補助金の「交付申請書」を作成し、必要書類を準備

確認をうける

交付申請書

卒塾生の新事業なのか、主犯の事業構想に基づく内容かなど確認を行う

適宜修正
事務局確認済み

交付申請書

各事務局で確認済みのものを提出

交付申請書

申請内容・提出書類に不備不足がないか審査

疑義照会
差戻し

不備不足ある場合

申請内容を認定

不備不足ない場合

補助金等交付指令書

補助対象とした経費の支払いを証明する資料（領収書など）を準備

「実績報告書」を作成し、支払い証明資料など必要書類を準備

提出

実績報告書

報告内容・提出書類に不備不足がないか審査

疑義照会
差戻し

不備不足ある場合

報告内容を認定

不備不足ない場合

補助金等の額の確定通知

市に請求書を出して補助金を受領！

市様式の請求を提出いただき、記載内容に不備がなければ30日以内に補助金をお支払いいたします。

よくあるお問合せ

Q：申請するタイミングの目安を教えてください。
→A：原則「若手経営者塾」を卒塾後か、「鶴岡イノベーションプログラム」の事業構想発表会後になります。新規事業・事業構想の事業化について、具体的内容に落とし込み、ご準備がある程度整い、補助金で対象にする経費の目途が立ったらご申請いただくのがよいと考えます。なお、予算上限に達し次第、募集を終了しますので、準備ができたら速やかにご申請いただくことをおすすめします。

Q：新規事業計画・事業構想を事業化するにあたり、社内の事業化を予定しているが補助対象となるのか？なお、法人設立後20年は経過している。
→A：本補助金は本市特定創業支援等事業のうち、「若手経営者塾」「鶴岡イノベーションプログラム」の卒塾生等を対象としておりますが、創業支援事業であることから、２つ目の要件として、おおむね創業５年以内の事業者又は補助対象期間中に新法人を設立する事業者に限らせていただいており、中期～長期で事業を継続されている方は対象外となります。

Q：地域活性化のために事業化を行ったことから収益はあまり期待できない事業だが補助対象となるか。
→A：本補助金ではご自身の主たる事業となりえる形での事業化を支援しており、収益性の乏しい事業には支援することができません。

お問合せ先　鶴岡市役所 商工観光部 商工課　TEL　0235-35-1299

2025.6